

引継ぎ事項

副総理 岡田 克也

行政改革担当、公務員制度改革担当
社会保障・税一体改革担当
内閣府特命担当大臣（行政刷新）

I 行政改革

（行政改革実行本部事務局）

- ・全閣僚で構成する行政改革実行本部（本部長：総理）を設置して、他府省担当分野の改革も含めて推進。本部には事務局を設置。

●公務員人件費

- ・給与・退職手当の引下げ、定員純減等により、国家公務員の人件費を▲5,000億円以上削減（平21年度人件費5兆3000億円の約1割に相当）。

国家公務員給与<総務省>

- ・給与特例法により平均▲7.8%の減額措置（平成24年4月から2年間）。これにより人件費は平年度ベースで▲2,900億円/年。本減額措置が終了する26年度以降の対応について検討が必要。

退職手当、共済年金職域部分<総務省、財務省>

- ・退職給付（退職金＋年金の事業主負担分）の官民均衡を図るため、①退職手当を平成25年1月から段階的に▲402.6万円、②平成27年10月の共済年金職域部分廃止後は、新たに年金払い退職給付を設けて官民均衡を維持。このため、国家公務員退職手当法等を改正（平24.11）。これにより人件費は平年度ベースで▲600億円/年。

採用抑制<総務省>

- ・平成23年度から3年連続で採用抑制を実施。平成21年度の採用数と比較して、平成23年度は約4割抑制（▲37%）、24年度は約3割抑制（▲26%）、25年度は約6割抑制（▲56%）。26年度についても引き続き厳しく抑制する方針を決定している。

定員純減<総務省>

- ・毎年度純減を行ってきたが、平成25年度要求については、国の行政機関の定員約30万人の1%に相当する▲3,000人（復興・除染等の時限増員は除く）というこれまでの規模を大幅に上回る純減とするペースで調整中。最終的には平成25年度予算案と併せて決定する必要がある。

地方公務員給与・定員＜総務省＞

- ・ 国家公務員の退職手当の引下げ（▲402.6万円）に準じて各地方公共団体で必要な措置を講ずることを要請（平 24.11.26 総務副大臣通知）。毎年度の地方財政計画は、国の制度に準拠した積算を行うこととしており、今回の見直しを反映した積算を行うことで、▲3,400億円（平年度ベース）となることが見込まれる。
- ・ 類似団体や国家公務員と比較して自治体毎に給与水準や職員定数の状況が分かる現状・分析シートを作成して公表中。
- ・ 地方行革については、定員削減や独自の給与カットに取り組む自治体も多いが、他の自治体と比べて更なるスリム化が可能な自治体もあると思われることから、全国知事会議（平 24.11）において更なる行革の推進を要請。地方行革については、地方自治の本旨に基づき、国における取組を参考に、更なる行政改革の実行が必要。

●役所文化の見直し

- ・ 公務員の働き方や行動原理（役所文化）の見直しによる、無駄の排除、業務の効率化、勤務環境の改善等を推進。これまで、定期刊行物の購読部数の削減（3割削減で▲10億円／年）、公用車の運用の見直し（自宅送迎は原則として局長級以上に限定）、育児・介護と仕事の両立のための早出遅出勤務制度の積極的活用を推進。各府省にも引き続いての取組を要請していく必要。

●政府情報システム改革＜政府CIO室＞

- ・ 情報システムを活用した業務改革やシステムのコスト削減を推進するため、行革実行本部とIT本部が合同で有識者会議を設置。会議の提言をもとに「政府情報システム刷新に当たっての基本的考え方」を両本部で決定（平 24.11）。平成24年度末を目途に削減額等の数値目標を設定した政府情報システム刷新実行計画を策定することとしている。
- ・ 改革を推進する指揮官として政府CIO（Chief Information Officer）を設置（平 24.8 総理決定）。民間企業でシステム刷新の実績を持つリコーの遠藤紘一氏を任命。権限を明確化するため次期通常国会でCIOの法制化を検討中。行政改革担当及びIT担当の大臣以下の政務と定例の打ち合わせを開催。
- ・ マイナンバー制度に係る平成25年度予算要求の内容について精査。政府共通プラットフォームの活用等により大幅な要求の合理化を検討中。

●国有資産の売却＜財務省、行政改革推進室＞

- ・ 国有資産及び独立行政法人が保有する資産について、平成28年度末までに5,000億円以上の売却収入等を目安とする工程表を作成（平 24.8.1 行革実行本部決定）。

●特別会計改革＜財務省＞

- ・事業仕分けを踏まえ、社会資本整備事業特別会計を廃止など会計を統廃合（17会計→11会計）するなど、全体の勘定数を概ね半減（51勘定→26勘定）といった内容の基本方針を閣議決定（平 24. 1）。これを実現するための法案を提出するも解散に伴い廃案。早急に再提出して成立を図る必要。

●内閣官房、内閣府の見直し<内閣官房、内閣府>

- ・内閣官房、内閣府が、内閣の重要課題に戦略的・機動的に取り組む本来の機能を向上させるため、目的を達成した事務の廃止、関連の深い省庁への移管等を推進する方針を決定（平 24. 11 閣議決定）。当面の措置として、閣議決定等に基づく事務や会議の廃止・関係省庁への移管を決定（平 24. 12）。今後、法律レベルで規定されている事務についても整理方針を決定して法案の提出が必要。

（行政刷新会議事務局）

●仕分け

- ・公開の場で議論して無駄の削減に取り組む仕分けを5回実施（事業仕分け3回、提言型政策仕分け1回、新仕分け1回）。先月実施した「新仕分け」の結果は、平成25年度予算への適切に反映させる必要。

<新仕分け>

平成24年11月16日～18日の3日間。

復興、重点3分野（グリーン、ライフ、農林水産）、生活保護等の42事業
ネット視聴者のべ40万人、twitter約1万ツイート

●行政事業レビュー

- ・国の全5,000事業を対象に毎年度各府省が予算要求前に自己点検する仕組み（平成22年に導入）。事業の目的・成果・お金の流れを明らかにしたレビューシートを公開して国民によるチェックが行えるようにするとともに、一部の事業は公開で議論（公開プロセス）。衆・決算行政監視委員会でも、レビューシートを使用して仕分けを行うなど、国の事業・予算の透明化に大きく寄与する取組であり、今後も毎年度レビューシートの更新が必要。

（行政改革推進室）

●独立行政法人の制度、組織業務の見直し

- ・研究開発、文化振興、金融業務など事務・事業の特性に見合った法人類型の創設とそれに見合ったガバナンスの導入、法人数の4割削減（102→65）等の基本方針を決定（平 24. 1. 20 閣議決定）。これに沿った独法通則法の一部改正法を国会に提出するも解散に伴い廃案。早急に、再度法案を提出して成立させる必要あり。
- ・先の臨時国会までに通則法が成立することを前提に、次期通常国会に各法人の個別法を提出すべく各府省で準備を進めていたが、通則法が廃案になったことからスケジュールの再検討が必要。

- ・ 13兆円を超える有利子負債を抱える都市再生機構（UR）と住宅金融支援機構の在り方については内閣府に有識者会議を設置して検討。本年夏に具体的な組織・業務見直し案を取りまとめたところであり、URについては、これに基づき個別法を25年度中の法案提出を目指して検討中。

●独立行政法人の役員公募

- ・ 公務員OBの独法役員の後任を選任する場合等には公募を義務付け（平21.9.29閣議決定）。独法役員に就いている公務員OBは4年間で▲82%（189人→34人（※現役出向は除く））。今後ともこの方針を維持していく必要。

●独立行政法人の事務・事業の見直し

- ・ 見直し事項と期限を定めた基本方針（平22.12.7閣議決定）に基づき事業の廃止や不要資産の国庫納付等を推進。平22・23年度で2兆円以上を国庫納付。平24年度以降に実施予定の事項もあり。

●独立行政法人・特殊法人等の役職員給与

- ・ 給与特例法に基づく国家公務員の給与引き下げ（2年間▲7.8%）に準じた引下げを独法、国立大学法人、特殊法人等で実施。国費負担分で▲700億円/年。
- ・ 国家公務員の給与水準を超える独法・特殊法人等が多数。JRA（JRダイヤ138）など給与水準が高い法人について、見直しを行い来年3月までに報告するよう所管大臣に要請（平24.12.7閣僚懇）。

●独立行政法人の職員宿舎の見直し

- ・ 国家公務員の宿舎見直しの方針（財務省が担当）に準じて「独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画」を策定（平24.12）。①今後5年間で 全体的に全体の1/3に当たる約6,600戸を廃止することとして廃止対象宿舎を決定（→国庫納付対象資産の規模は250億円程度）。②宿舎使用料は建設・維持管理に係る費用に見合う収入を得るため全体として現行の最大1.9倍程度に増加（給与特例法に準じた給与減額措置終了後に実施）する方針を決定。方針の進捗状況についてはフォローが必要。

（国家公務員制度改革推進本部事務局）

●国家公務員制度改革

- ・ 国家公務員制度改革基本法（平20.6）に基づき本部を設置して検討。自律的労使関係制度の措置、幹部人事の一元管理等とそれに伴う組織改編（人事院の廃止、内閣人事局、公務員庁及び人事公正委員会の創設）を行うための国家公務員制度改革4法案を提出（平23.6）するも、4度の継続審議の末に先の臨時会で解散により廃案。関係方面とも調整の上、早急に法案を提出して成立を図る必要。

●退職管理の適正化

- ・再就職の斡旋は、国家公務員法で禁止されている各府省によるものだけでなく、官民人材交流センターによる斡旋も組織改廃等に伴う場合以外は行わないこととされている（平 21. 9. 29 総理指示）。
- ・再就職斡旋の原則禁止や再任用義務化等により高齢層職員の増加が見込まれることから、組織活力維持や人件費抑制の観点から早期退職募集制度（年齢・職位等を特定して退職募集を行い、職員が応募して認定を受けて退職した場合には退職手当を割増）の創設を決定（平 24. 11 成立の改正退手法）＜総務省＞。早期退職者の再就職支援のため、民間再就職支援会社の活用も検討中（内閣府官民人材交流センターから平 25 予算要求中）＜内閣府＞。

●雇用と年金の接続

- ・平成 25 年度以降に退職共済年金の支給開始年齢が段階的引き上げられることへの対応は、定年延長によるべきとの人事院意見（平 23. 9）によらず、再任用の義務化で対応する方針を決定（平 24. 3. 23 国家公務員制度改革推進本部・行革実行本部決定）。関係機関と調整の上で次期通常国会へ法案を提出。

●給与カーブの見直し＜行革実行本部事務局、人事院、総務省＞

- ・民間の給与は 50～55 歳をピークに低下する 경우가多く、定年まで上昇する国家公務員の給与カーブの見直しが課題。再任用職員（60 歳以上）の給与水準も総人件費抑制の観点も踏まえて一体的な検討が必要。
- ・今年の人事院勧告（8 月）でも、昇給制度の見直しによる 50 歳台後半層の給与水準の抑制による世代間の給与配分の適正化を求められているが、「給与減額支給期間が終了する平成 26 年 4 月から実施する方向で、平成 25 年中に結論を得る」こととされた（平 24. 11. 16 閣議決定）。

（公益認定等委員会事務局、大臣官房公益法人行政担当室）

●新公益法人への移行

- ・公益法人は新制度への移行期間中であり、旧制度下の法人は平成 25 年 11 月末までに移行申請を行うことが必要（申請がない法人は解散）。残り 1 年を切っており、未申請の法人に早期申請を働きかけていく必要。

●公益法人への支出点検

- ・国又は独法から公益法人への支出（補助金、契約等）について、1 件当たり 1 千万円以上のものや 1 者応札など競争性確保が十分ではないと考えられるものについて点検。平成 23 年度分の支出について、事業廃止等で概ね 470 億円の削減、入札要件緩和 2,223 件等を実施。先月、これら以外の支出も含めた平成 23 年度分の支出の全体像を公表（1,396 法人に対する 7,872 件（総額 3,777 億円）の支出内容を個別に公表）。さらに、平成 25 年 3 月までを目途に国又は独立行政法人からの支出が多い上位 20 法人に係る精査を実施予定。

(規制制度改革事務局)

●規制・制度改革

- ・行政刷新会議の下に規制・制度改革委員会を設置し、具体的な規制・制度改革項目につき、有識者を交えた議論を行ってきている。
- ・現在、規制・制度改革委員会の下に、グリーンWG・経済活性化WGを設置し、それぞれの分野における具体的な規制・制度改革項目について検討中。
- ・また、ライフ、農林漁業分野についても、「集中討議」を実施するなどして検討を進めている。
- ・両WGでは、各分野において、経済成長を加速させる規制・制度改革の具体的な項目を選定し、先の『経済対策』に盛り込んだところであり、今後具体的な制度改革等を行っていくこととなる。
- ・一方、規制・制度改革委員会では、規制の定期的・横断的見直しのための推進体制の構築に向けた議論を進めており、先般(12月13日)委員会としての基本的な方針を取りまとめたところ。
- ・また、既に閣議決定した規制・制度改革項目等について、引き続き定期的な見直し(フォローアップ)を行い、改革を前進させる必要あり。

(公共サービス改革担当事務局)

●調達改革

- ・平成24年度から、各府省において、具体的な調達改善方策や、改善されているか等を検証・評価するための方法等を定めた『調達改善計画』を策定等の取り組みを実施。
- ・競争性のない随意契約の比率の減少(平成17年度:46% ⇒ 平成22年度:21%)や、共同調達額の拡大(平成23年度:7億円 ⇒ 平成24年度上半期のみで10億円)、『競り下げ』試行対象の拡大(平成23年度:58件 ⇒ 平成24年度上半期のみで66件)等を達成。
- ・また、先般(12月12日)、各府省における『調達改善計画』の上半期実施状況を公表。引き続き、下半期の実施状況をフォローするとともに、各府省に『調達改善計画』の更なるアップグレードをさせていく必要あり。
- ・また、調達改革を進めるための『基盤整備(目標設定や効果測定手法の開発等)』について、『行政刷新会議・公共サービス改革分科会』にて更に議論中を深める必要がある。

〔行革関連で今後必要となる立法措置(まとめ)〕

- ①独立行政法人通則法の一部改正法
- ②各独法の個別法(含:UR、住金)
- ③特別会計改革法
- ④国家公務員制度改革4法

⑤雇用と年金の接続（再任用義務化）法

※他に内閣官房・内閣府の事務見直し関連の法改正、政府CIO法制化の立法措置を検討

〔行政改革懇談会〕

行革の課題について大所高所からの指摘をいただき副総理主催の有識者会議を開催（平 24.5）。稲盛京セラ名誉会長、行政刷新会議有識者で構成。6回開催して提言「大転換期の行政改革の理念と方向性について」（平 24.8.7）をとりまとめ。

Ⅱ 社会保障・税一体改革

（社会保障改革担当室）

●社会保障制度改革国民会議

- ・平成 25 年 8 月 21 日までにとりまとめ。それを踏まえ、必要な法制上の措置
- ・平成 24 年 11 月 30 日に設置（第 1 回）。12 月 7 日に第 2 回を開催し、厚生労働省社会保障審議会における検討状況、課題等について議論。
- ・第 3 回以降についても、3 党実務者協議（※）を経て早期に開催、議論を進めることが必要。年金制度や後期高齢者医療制度の在り方についても早急に 3 党で協議が必要。

（※）解散前のメンバー

（民）細川律夫前議員、長妻昭議員 （自）野田毅議員、鴨下一郎議員

（公）坂口力前議員

●マイナンバー関連法案

- ・前常会に関連 2 法案を提出し、3 党の実務者間で法案修正に向けた協議がある程度整いつつあったが、解散に伴い廃案。3 党の政調会長会談（平成 24 年 11 月 13 日）で実務者協議の継続を合意。
- ・低所得者対策などに必要なものであり、次期常会での関連法案の再提出・成立に向けて要調整。

●低所得者対策

- ・低所得者対策については、3 党合意及び税制抜本改革法において、「給付付き税額控除」と「軽減税率」がともに検討課題とされ、いずれかの施策の実現までの間の暫定的・臨時的措置な措置として「簡素な給付措置」を実施することとされている。これらに示された方針に沿って、検討を行っていく必要。

（内閣官房副長官補室）

●価格転嫁対策

- ・消費税率引上げ（平成 26 年 4 月）に際して円滑かつ適正に消費税が転嫁されるよう、各般の施策を進める必要。そのため、税率引上げの半年前（平成 25

年10月)には、相談窓口や転嫁対策調査官による調査等の行政運営を開始できるように、必要な法整備等の所要の準備を終えておく必要。本年10月に対策推進本部を設置済。

- ・ 来年度予算において相談窓口・転嫁対策調査官等を措置する必要(予算・定員要求中)。来年1月末頃に内閣官房に転嫁対策準備室を設置予定。独禁法・下請法特例法案は次期通常国会に提出し、早期に成立を図る必要。

●年金保険料等徴収体制の在り方(歳入庁)

- ・ 改正消費税法上は、年金保険料の徴収体制強化等について、歳入庁その他の方策の有効性・課題等を幅広い観点から検討、実施との整理。

Ⅲ その他

(公文書管理課)

○閣議等議事録作成

- ・ 本年1月、東日本大震災に関連する政府部内の会議について、議事録・議事概要を作成していないものがあることが判明。原因分析・対応策の在り方等について、有識者も交えて検討を実施。
- ・ 本年4月、『東日本大震災のような歴史的緊急事態に関し、政策等を決定する政府部内の会議については、発言者・発言内容がわかる議事録・議事概要の作成を義務付ける』こととし、公文書管理ガイドラインを改訂、各府省における取り組みを徹底。
- ・ また、これまで議事録・議事概要を作成してこなかった閣議/閣僚懇について、議事録作成(保存)・公開制度の在り方、並びにその他の閣僚会議等における対処方針について、有識者も交えた議論を実施。
- ・ 『閣議・閣僚懇についても議事録を作成するが、一定期間(30年)は公開しない。また閣議・閣僚懇以外の閣僚会議については、これまで通り情報公開法の一般則に従う』との基本的方針を取りまとめた。
- ・ 次期通常国会での関連法案提出(公文書管理法の改正)に向けての準備中。